

国 地 契 第 5 4 号
平成17年 9 月 2 8 日

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成17年7月29日付けで入札談合再発防止対策検討委員会において「入札談合の再発防止対策について」を取りまとめ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって通知したところであるが、同対策においては、大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置を強化することとしているところである。

については、標記要領の一部を別紙のとおり改正したので、遺漏のなきよう措置されたい。

別紙

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部を改正する要領

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。附則第2項において「要領」という。）の一部を次のように改正する。

第3第2項第2号中「第11号」を「第12号」に改め、第3第3項中「第4第一号」を「第4第1号から第3号まで」に改め、「（第4第一号に該当する場合にあっては、別表第2第6号、第9号又は第11号に定める短期を限度とする。）」を削り、第3第4項中「当該長期の2倍」の次に「（当該長期の2倍が24ヵ月を超える場合は24ヵ月）」を加え、第3第5項中「及び前各項」を「、前各項及び第4」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

第4第1号中「又は第11号」を「、第11号又は第12号」に改め、「（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間」を削り、第4第3号中「、第9号、第10号又は第11号」を「から第12号まで」に、「第一号」を「第1号又は第2号」に改め、同号を第5号とし、第4第2号中「、第6号又は第7号」を「から第7号まで又は第12号」に、「（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）」を「（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）」に改め、同号を第4第4号とし、第4第1号の次に次の2号を加える。

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

別表第2第1号イ中「代表役員等」の次に「（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「一般役員等」の次に「（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外

のものをいう。以下同じ。)」を加え、同表第5号中「次号」の次に「及び第12号」を加え、同表第6号中「認められるとき」の次に「(第12号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表第7号中「受けたとき」の次に「(第12号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表第8号中「提起されたとき」の次に「(第12号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表第9号中「提起されたとき」の次に「(第12号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表第10号中「提起されたとき」の次に「(第12号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表第11号中「提起されたとき」の次に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同表中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同表第12号として次の1号を加える。

<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>12 国土交通省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上24ヵ月以内</p>
---	--------------------------------------

附 則

- この要領は、平成17年10月1日から適用する。
- 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第35号)の施行の日までの間における指名停止については、要領第3第3項中「及び第4第1号から第3号まで」を「並びに第4第1号及び第2号」と、要領第4中「次の各号」を「次の第1号、第2号、第4号又は第5号」と、要領第4第2号中「確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決」を「審決(同法第48条の2第5項に規定する期間を経過した課徴金納付命令を含む。)」と、要領第4第4号中「第1号から前号まで」を「第1号又は第2号」とする。